平成 26 年５月 13 日策定
令和３年７月１日一部改正
学校いじめ対策組織

学校いじめ防止基本方針（富士市立大淵第二小学校）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。

いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。 学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。

いじめが発見された場合には、まず第一にいじめられた児童、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本的認識

（１）いじめの定義

（定義）いじめ防止対策推進法第２条

この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（２）基本的認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も

加害も経験する可能性があることを理解する。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があることを十分に理解する。

いじめの加害・被害という関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

2　推進体制

（1）学校におけるいじめ防止等のための組織

＜以下　学校いじめ対策組織＞

目　的：いじめ防止対策推進法第 22 条において義務付けられている。学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することで、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにする。また、複数の目による状況の見立てすることで、より適切な対処をする。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学級担任、養護教諭

＜拡大学校におけるいじめ防止等対策組織（以下　拡大学校いじめ対策組織）＞

構成員：学校いじめ防止対策委員＋ＰＴＡ会長・副会長、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課　等事案の状況に応じて編制

＜学校いじめ対策　年間計画＞

○職員間の子どもの情報交換の場をもつ。

気付いたことへの対応について職員で共通理解を深める。

情報交換会に学校いじめ対策組織会議 を位置づけ月１回行う。

○アンケートの実施等でいつでも、どこでも、誰にでも相談できるようにする。

職員全体がすべての児童にかかわる。

個の実態の把握を常に行い、いじめを未然に防ぐ。

○スクールカウンセラーの活用

来校日を教育相談日として設定する。

○心のアンケートの実施（年３回実施）

第１回　５月　　第２回　９月

第３回　２月　　※日（曜日）削除

※学級分析アンケート、QU 等の活用

※携帯、スマホ等のアンケート項目を含む。

※アンケート実施後１週間を教育相談週間とする。

○家庭、地域社会との連携

シニアクラブ富士本との交流・岩倉学園との懇談会（４月）・ふれあい協力員との活動おたよりの発行、懇談、地域行事への参加を通して保護者との協力体制を培う。

民生児童委員との連絡・情報交換を行う

（２）組織的対応（富士市いじめ問題対応ガイドラインP3参照）

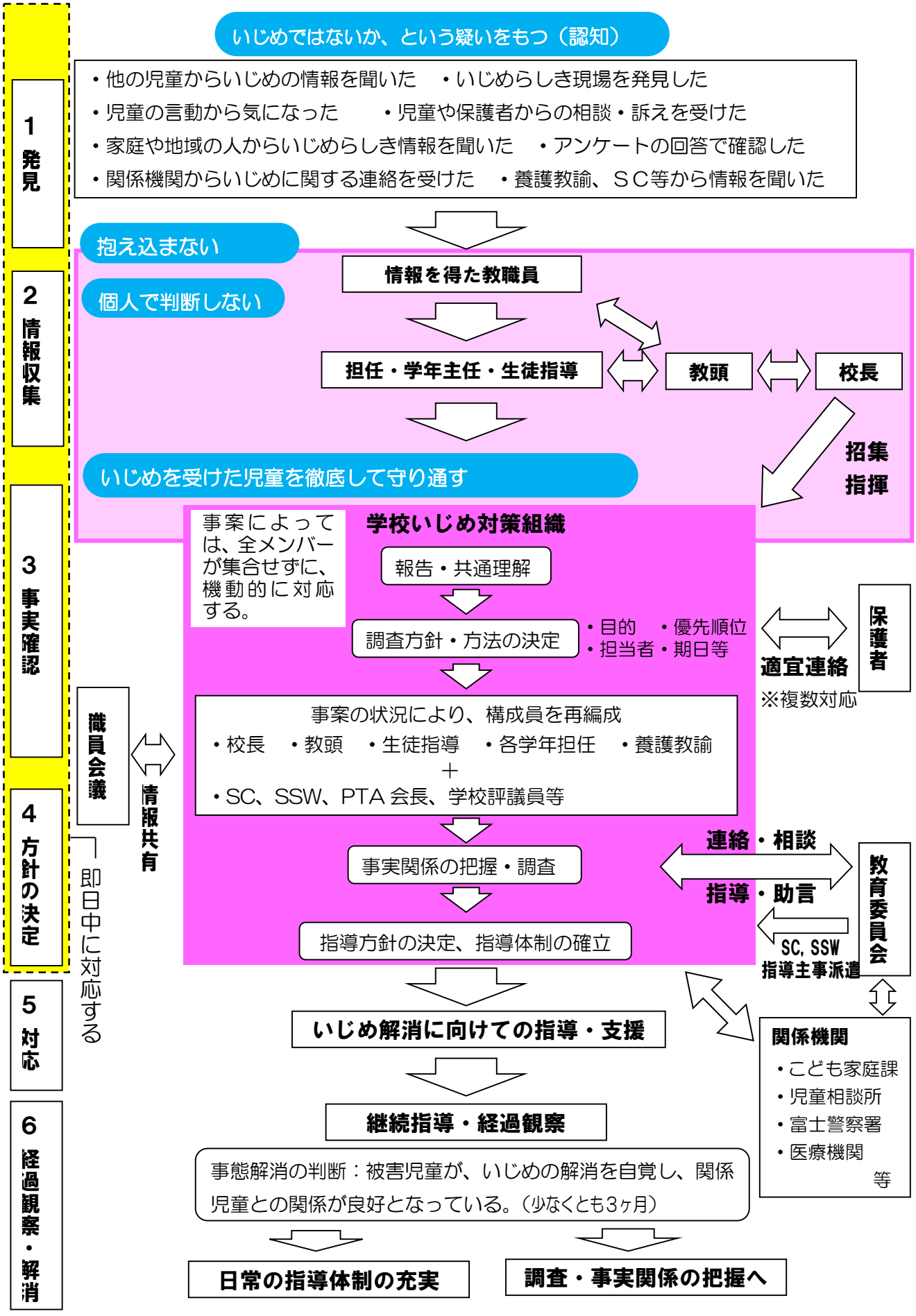

（３）重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて教育委員会へ報告する。

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

ア生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第1号）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（欠席日数：年間30日を目安）

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の取扱いについて

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11　日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年３月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年３月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年３月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校評議員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告
↓
調査対象者及びその保護者への説明・報告
↓
市長及び教育委員への説明・報告等
↓
調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

市長及び教育委員への説明・報告等 ―― 教育委員会が行う

調査結果を踏まえた必要な措置 ―― 学校と教育委員会が連携して行う

（４）教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応する。

○ 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。

○ 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア　重大事態

イ　暴力を伴うなど被害が大きないじめ

ウ　被害児童にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

３　いじめの未然防止

（１）学校の未然防止に向けた取組

①　道徳・人権教育の推進

ア　いじめの防止に効果が高まる道徳指導を年間計画に位置付ける。

イ　人権教育年間指導計画の作成（学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等）

ウ　学級分析アンケート、Ｑ－Ｕ等の実施（４月、７月、１月）

エ　心のアンケート（いじめアンケート）の実施（５月　９月　２月）

②　定期的な児童の様子を情報交換する場を持つ。

ア　委員会メンバーで行う「情報交換会（月１回）」で、気になる児童や児童の様子について継続して情報交換する。（学校いじめ対策組織会議として位置付ける。）

イ　職員会議で行事のねらい、個別の児童対応等について確認する。

ウ　すべての職員が、「いつでも」「どこでも」「誰にでも」相談できるように、職員全体がすべての子どもに関わる教育相談体制をとる。スクールカウンセラー来校日を重点日として設定。

エ　スクールカウンセラーと緊密な連携をとる。

③　子どもの自主的活動の場の設定

ア　いじめを撲滅し、みんなと仲良くできるスローガンの設定（児童会）

イ　いじめが起きないようにするための活動

・あいさつの励行・自主的活動への支援・縦割り活動の充実

④　保護者や地域との情報共有

ア　学級懇談会等で、より良い友達関係の構築、いじめ防止、早期発見への取組の説明

イ　ＰＴＡ生活指導部やＰＴＡ評議会、ＰＴＡ総会での取組や周知

ウ　地域ボランティアとの連携や情報共有

・朝の登校状況の見守り、連絡

⑤　いじめに関する教職員の研修

ア　静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修（人権感覚の高揚）
人権教育の研修会参加

⑥ いじめの早期発見

ア　アンケートの実施

a　年３回実施

b　実施後集計し、集計結果を基に対策を検討

イ　担任による教育相談や声掛けの実施

年３回のアンケート実施時に気になる項目等を中心に実施

ウ　養護教諭やスクールカウンセラーによる教育相談の実施

4　早期発見（富士市いじめ問題対応ガイドライン P9 参照）

「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことを大切にする。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

（1）「いじめは見えにくい」の視点に立つ

〇いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われてる。

・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがある。

〇いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

〇ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する。

（2）早期発見のための手立て

今まで行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していく。

① 日々の観察

〇 登校後の朝の時間や休み時間昼休み等子どもたちと同じ空間にいる時間を増やす。

○「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。

② 個人ノートや生活ノート、見つめカード等

○ 個人ノートや生活ノート、見つめカード等でのやりとりを通して、担任と児童の信頼関係をつくっていく。

○ 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や保護者への連絡家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がける。

③ 教育相談

○ 児童を対象にした教育相談を心のアンケートに合わせて実施する。

○ 教育相談を行う際、相談カードに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との教育相談もできる配慮をする。

④ アンケート

○ 心のアンケート（保護者対象・児童対象）を計画的に年３回実施する。

○ いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行う。

○ 行事等の前などに、学級の課題や雰囲気を話題にし、児童の本音を聞いてみる。（必要に応じてアンケートの実施等）結果を児童に伝える場合は、単に結果のみを伝えるのではなく、担任の思いや心配していることをしっかりと伝える。どんな機会に、どんな形で伝えることが、児童にとってよいのか慎重に判断する。

(3) 相談しやすい環境づくり

○ 日常の生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○ 学校だよりや各月の行事予定表にSCの訪問日を記載するなど、SCの存在を児童や保護者に積極的に周知する。

○ 学年の廊下やフリースペースにいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置く。また、児童が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておく。

5　早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行ってく。

(1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ

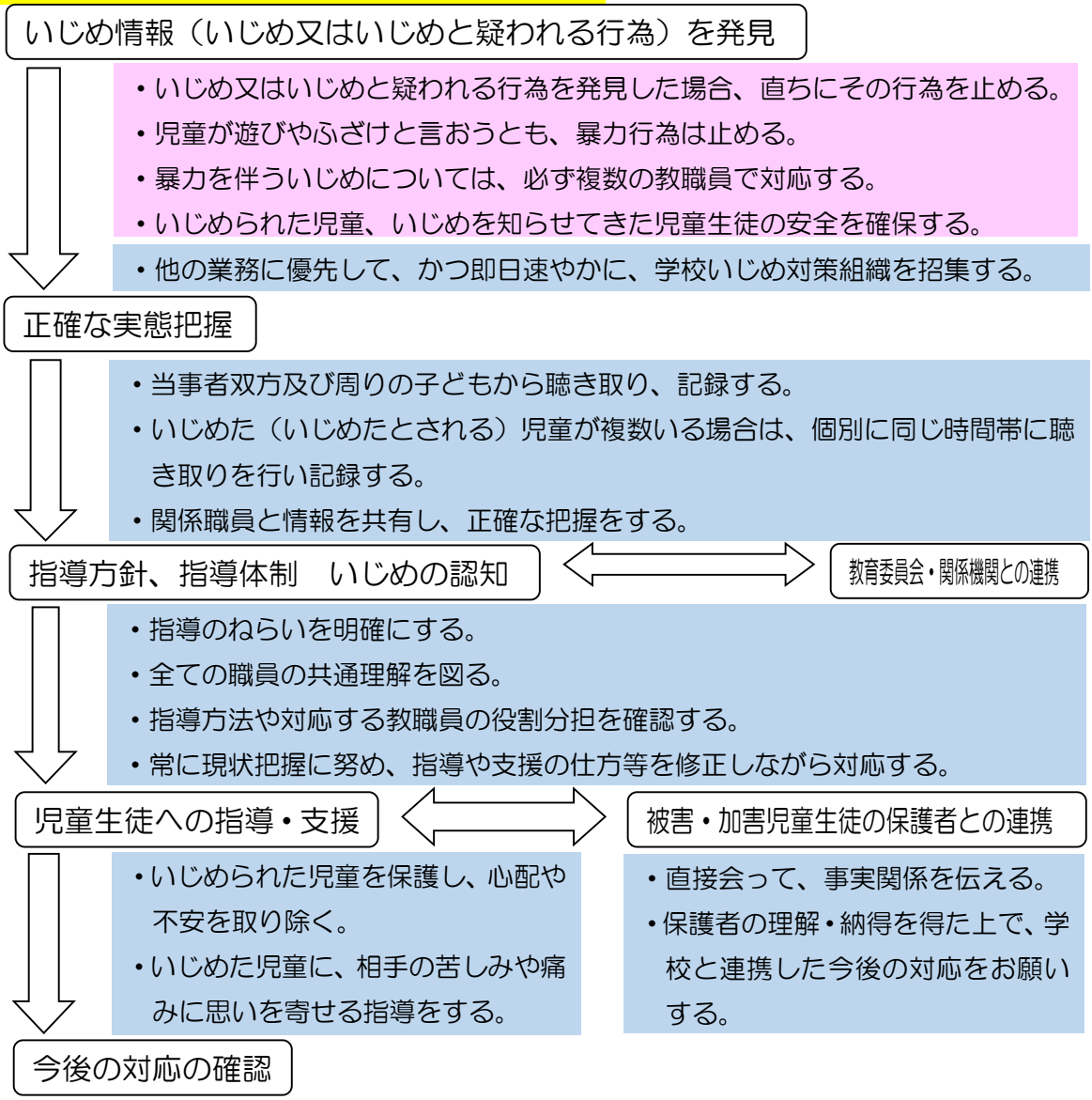

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

○ いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童生徒といじめている児童を別の場所で行う。

○ 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

○ いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめて

いる児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。

○ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）

◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉

◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉

◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉

◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉

◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉

◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童と保護者への支援

＜児童への支援＞

ア　本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。

イ　「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ　事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。

エ　「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。

オ　その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。

※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

＜保護者への支援＞

ア　その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。

イ　「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ　学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。
その際、５日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。

エ　保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

オ　学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。

カ　聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

②いじめた児童生徒への指導・支援とその保護者への対応

＜児童への指導・支援＞

ア　事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童が関係している場合

には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。

イ　頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。

ウ　児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。

エ　その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。

オ　指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

＜保護者への対応＞

ア　その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。

イ　事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
（いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）

ウ　事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。

エ　その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの子どもたちに対して

ア　複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。

イ　いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。

ウ　いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。

エ　「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせる。

オ　いじめを自分の問題として捉えさせる。

6　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていく。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」総務省

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要である。

①学校での情報モラル指導

○ 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていく。

○ スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。

○ スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールやマナーについて考えるための取組を行っていく。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと（お願いしたいこと）

＜未然防止の視点から＞

○ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。

○ 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられました。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認する。

②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。

③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

○ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。

○ 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

＜早期発見の観点から＞

○ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人

は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝える。

①事実を把握する

ア　被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認する。

イ　児童が心当たりのない画像や動画が勝手にＷｅｂ上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。

ウ　書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影する。

エ　被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

②書き込み削除を迅速に行う

ア　書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。

イ　当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。

ウ　ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

7　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定　平成 29 年 3 月 14 日）